

## 序章 計画の概要

### 序-1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、各市町村が都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めることとなりました。

都市計画マスタープランに定められる内容は、おおむね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。都市計画マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成されます。策定にあたっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされています。

岩沼市のまちづくりに関する構想、計画には、「いわぬま未来構想」「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「岩沼市国土利用計画」などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスタープランが受け持つこととなります。

これまで、岩沼市においては、都市計画の総合的な指針となる計画は定められていませんでしたが、人口減少、少子高齢化、地球環境問題の深刻化、社会資本における財政的制約の高まりなど、新たな時代に対応したまちづくりのビジョンが必要とされているとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に防災意識のさらなる高まりと併せて、環境や景観に配慮した持続可能なまちづくりの検討が求められていることから、「いわぬま未来構想」に即して他の計画と整合性をとりながら「岩沼市都市計画マスタープラン」を策定することとしました。


本都市計画マスタープランは、市が具体的な将来像や土地利用、都市施設整備の方針を明らかにすることを目的とし、用途地域や都市施設、市街地開発事業など、今後、岩沼市の都市計画を決定する上での拠りどころとなるものです。

#### 【参考】都市計画マスタープランの位置付け[都市計画法第18条の2]

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
  - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

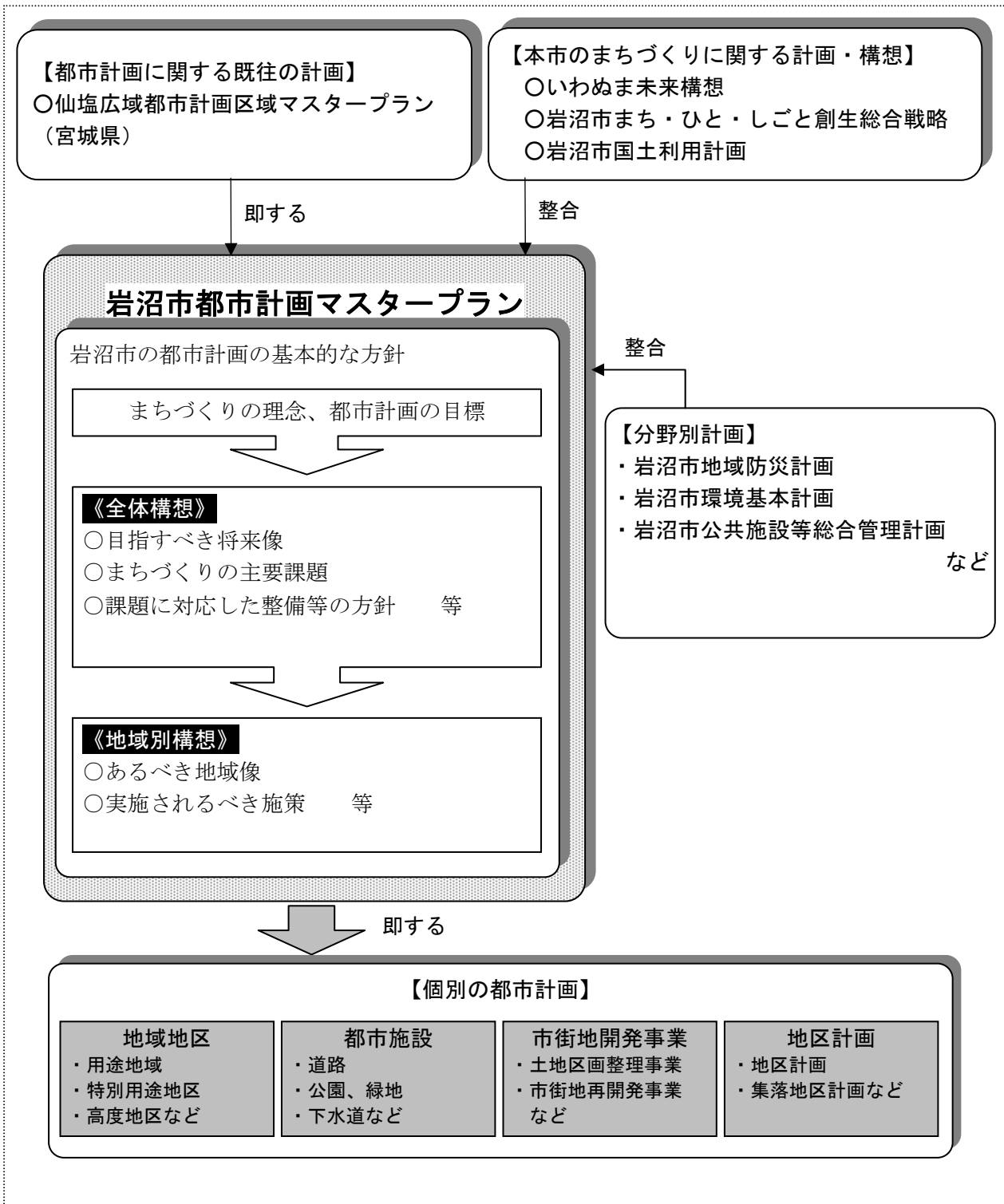
## 序ー2 本市のまちづくりの方向性

本市のまちづくりは、総合計画である「いわぬま未来構想」の「があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま」を将来都市像として、各種計画等が定められ事業を実施しています。その中でも、この「いわぬま未来構想」の具現化を図るため平成 27 年 10 月に策定した「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、今後の詳しい人口の推移を基に、人口の変化が行政サービスに与える影響について、「人口減少が進むことにより、空き地や空き家、耕作放棄地が増加することが予測されるため、市街地のコンパクト化を進める必要がある」と分析するとともに、持続可能で自立した「まち」であり続けるために、人口減少の抑制を図ることが必要とし、そのための施策を具体的に定めています。

人口の推移は、今後のまちづくりや都市計画を大きく左右する重要な要因であります。このことから当該戦略に示されている基本姿勢や将来の方向を基に都市計画マスタープランを策定したいと考えています。

### 序-3 都市計画マスタープランの構成

本都市計画マスタープランの構成は、次のとおりです。

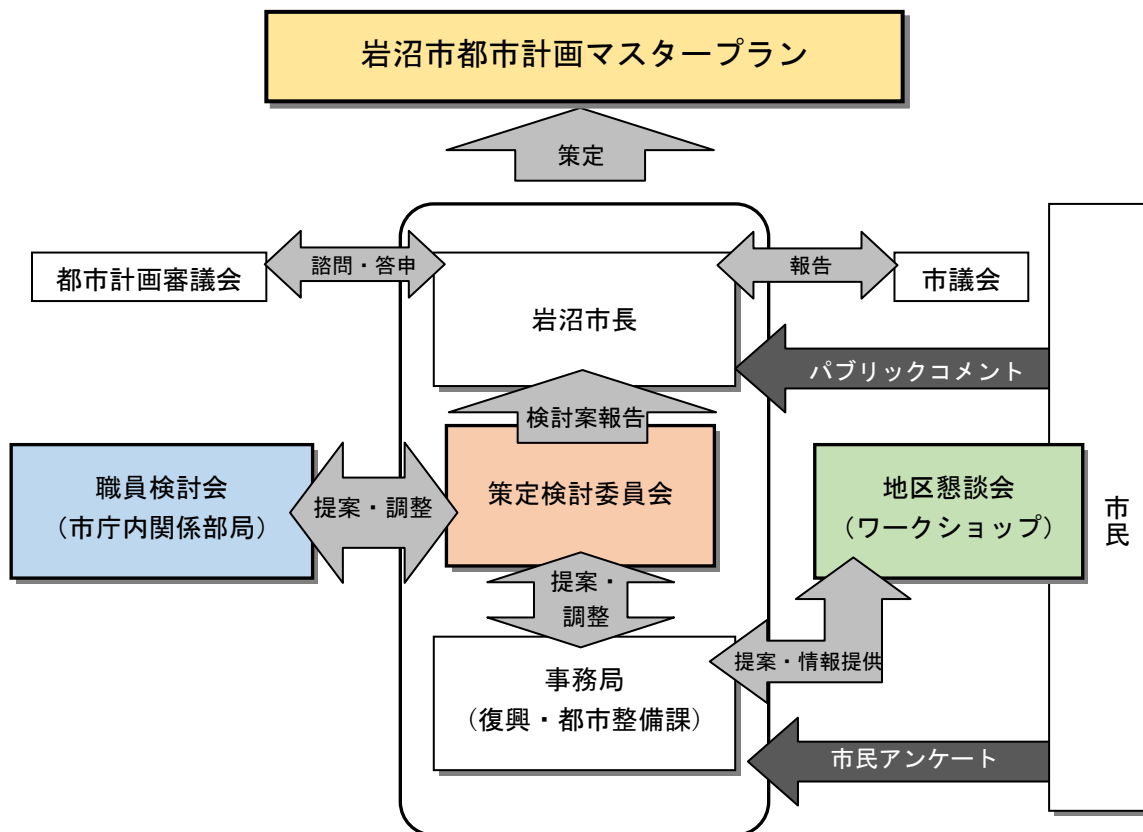


#### 序－４ 策定の体制

都市計画マスタープランでは、計画の策定にあたって学識経験者や市民で構成される策定検討委員会を設置し、総合的な観点から今後の岩沼市の都市像について検討を行いました。

また、庁内検討委員会を開催し、庁内関係部局との調整、各種計画との整合を図りました。

市民意向の反映については、地区懇談会で出された市民の生の声を参考とするほか、18歳以上75歳未満の市民約3,000人（無作為抽出）を対象とする市民アンケート調査により広く意見を求め、また、パブリックコメントを実施して計画内容の公表や意見収集を行いました。



#### 序－５ 検討委員会の役割

都市計画マスタープランの策定にあたり、組織される検討委員会の役割等については以下のとおりです。

名称	委員の構成	役割等
策定検討委員会	学識経験者 市民	事務局が作成した資料をもとに、総合的な観点から検討を行い、都市計画マスタープランの検討案を作成し、市長に報告を行いました。
職員検討会	市庁内関係部局	策定検討委員会から提案された都市計画マスタープランの検討案について、関係部局で調整や内容の確認を行い、策定検討委員会や事務局に提案等を行いました。

## **序－6 都市計画マスタープランの対象範囲**

本市は行政区域全体が都市計画区域に含まれていることから、市全域を都市計画マスタープランの対象区域とします。

## **序－7 都市計画マスタープランの目標年次**

本都市計画マスタープランの目標年次は、策定年次よりおおむね 20 年後の平成 47 年（2035 年）とします。また、社会情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。